

福井県職員定数条例の一部改正について

1 改正の考え方

(1) 知事の事務部局（病院、公営企業除く）

定年引上げ期間中（R5～14年度）、段階的な定年年齢の引上げにより、隔年で生じる定年退職者分の採用を平準化するとともに、定年引上げ期間後の4年間（R15～18年度）で大量に生じる定年退職者分の採用の一部を前倒すことに伴い、一時的な増員が見込まれるため、知事の事務部局の職員定数を90人増員する。

なお、当該増員は定年引上げ期間中の暫定措置となるため、附則改正により対応することとし、期限は、大量退職を終える令和18年度末とする。

(2) 定数外範囲の見直し

県内市町との人事交流拡大を見据え、地方自治法第二百五十二条の十七第一項の規定により派遣された職員を定数外とする。

2 改正内容

(1) 知事の事務部局の職員

条例附則に、以下の一文を追加する。

令和六年四月一日から令和十九年三月三十一日までの間における第二条第一項第一号の規定の適用については、同項中「二、八八五人」とあるのは「二、九七五人」と、「四、〇四三人」とあるのは「四、一三三人」とする。

(2) 定数外の規定

条例第2条第2項に、以下の一文を追加する。

地方自治法第二百五十二条の十七第一項の規定により派遣された職員

3 施行年月日

令和6年4月1日